

議案第46号

関市古民家にぎわい施設条例の一部改正について

関市古民家にぎわい施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年10月2日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

指定管理者制度の導入に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市古民家にぎわい施設条例の一部を改正する条例

関市古民家にぎわい施設条例（令和3年関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせる場合において、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第1項の休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

第4条に次の1項を加える。

- 3 指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第1項の使用時間を変更することができる。

第5条第1項中「市長」の次に「（指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、指定管理者。以下この条、次条、第8条第1項及び第11条において同じ。）」を加える。

第8条第2項中「市は」を「市（指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、指定管理者）は、」に改める。

第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理等）

第13条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせるものとする。

- 2 指定管理者の指定の手續等については、関市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年関市条例第17号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 施設の維持管理に関する業務
- （2） 施設の使用の許可及び制限に関する業務
- （3） 施設の運営に関する業務
- （4） 第16条に規定する利用料金の収納等に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が収受する利用料金)

第16条 使用者は、指定管理者が施設の管理を行う場合は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、別表に定める使用料の額の範囲内であらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。

5 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用することができないときのほか指定管理者が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

別表中「第9条」の次に「、第16条」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。